

## 平成30年第5回高松市議会定例会提出予定議案

### 1 平成30年度高松市一般会計補正予算（第4号）

現計予算額	156,675,779千円
補正額	3,295,363千円
補正後	159,971,142千円

### 2 平成30年度高松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

現計予算額	44,855,508千円
補正額	0千円（債務負担行為のみ補正）
補正後	44,855,508千円

### 3 平成30年度高松市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

現計予算額	13,172,025千円
補正額	0千円（債務負担行為のみ補正）
補正後	13,172,025千円

### 4 平成30年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）

現計予算額	1,252,752千円
補正額	0千円（債務負担行為のみ補正）
補正後	1,252,752千円

### 5 平成30年度高松市病院事業会計補正予算（第1号）

現計予算額	16,497,614千円
補正額	130,000千円
補正後	16,627,614千円

## 6 高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

生活保護法の一部改正により進学準備給付金を支給する制度が創設されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に規定する個人番号を本市が独自に利用することができる事務に生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務を追加する等のため、改正するもの

- (1) 個人番号を利用することができる事務に、生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務を加え、当該事務を処理するために、庁内連携を行うことができることとするもの
- (2) マイナンバー法に掲げる事務を処理するために庁内連携を行うことができる特定個人情報のうち、生活保護関係情報には、生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する情報を含むこととするもの

## 7 高松テルサ条例の廃止について

〔H31.4.1から施行〕

高松テルサの閉館に伴い、廃止するもの

## 8 高松市漁港管理条例及び高松市港湾管理条例の一部改正について

〔H31.4.1から施行〕

本市が管理する漁港及び港湾における、プレジャーボート等の係船料を見直すため、改正するもの

- (1) 本市が管理する漁港におけるプレジャーボート等の係船料について、漁港が所在する区域により異なっている料金体系を統一させるとともに、プレジャーボートを係留させる水域施設により料金に差異を設けるもの
- (2) (1)に合わせて、本市が管理する港湾における係船料を見直すもの

## 9 高松市建築基準法施行条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用条項を整備するため、改正するもの

## 10 工事請負契約について

川岡コミュニティセンター改築工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 213,840,000円
- (3) 相手方 株式会社坂井工務店

## 11 工事請負契約について

高松市新設第二学校給食センター（仮称）建設工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 905,040,000円
- (3) 相手方 株式会社日栄建設

## 12 工事請負契約について

高松市新設第二学校給食センター（仮称）建設に伴う電気設備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 200,988,000円
- (3) 相手方 三信電気水道株式会社

## 13 工事請負契約について

高松市新設第二学校給食センター（仮称）建設に伴う機械設備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 604,260,000円
- (3) 相手方 徳寿・後藤特定建設工事共同企業体

## 14 公の施設の指定管理者の指定について

高松市ふれあい福祉センター勝賀の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 公益財団法人高松市福祉事業団
- (2) 指定の期間 H31.4.1～H34.3.31

## 15 公の施設の指定管理者の指定について

高松市香南産地形成促進施設（香南アグリーム）の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 有限会社香南町農業振興公社
- (2) 指定の期間 H31.4.1～H36.3.31

**16 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市岡の上農村公園ほか13公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 有限会社溝渕造園
- (2) 指定の期間 H31.4.1～H36.3.31

**17 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市香南楽湯の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 株式会社創裕
- (2) 指定の期間 H31.4.1～H36.3.31

**18 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市総合体育館ほか37施設の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 公益財団法人高松市スポーツ協会
- (2) 指定の期間 H31.4.1～H36.3.31

**19 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市立東部運動公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 公益財団法人高松市スポーツ協会
- (2) 指定の期間 H31.4.1～H36.3.31

**20 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市立仏生山公園ほか3公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 香川県造園事業協同組合
- (2) 指定の期間 H31.4.1～H36.3.31

**21 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市立牟礼中央公園ほか5公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 香川県造園事業協同組合
- (2) 指定の期間 H31.4.1～H36.3.31

**22 公の施設の指定管理者の指定について**

市営住宅朝日町団地ほか29団地の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 日本管財株式会社
- (2) 指定の期間 H31.4.1～H36.3.31

## 23 財産の取得について

高松市新設第二学校給食センター（仮称）の厨房機器備品一式を購入するもの

- (1) 契約の方法 随意契約
- (2) 契約金額 572,400,000円
- (3) 相手方 四国厨房器製造株式会社

## 24 財産の取得について

高松市中央卸売市場の青果棟の移転整備に係る用地等を取得するもの

- (1) 取得金額 760,000,000円
- (2) 相手方 日本たばこ産業株式会社

## 25 専決処分の承認について

公用車の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、早急に相手方への補償を行うため、10月17日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

- (1) 損害賠償の額

金4,714,802円

- (2) 和解の内容

ア 過失割合は、市10割とする。

イ 車両の損傷に係る損害額は既に支払済みであるため、今回、市は、相手方の負傷に係る損害額として、治療費256万7,391円及び慰謝料等214万7,411円の合計471万4,802円を相手方に支払うものとする。

ウ 相手方及び市は、今後、本件に関して、裁判上又は裁判外において、一切異議又は請求の申立てをしない。

ただし、将来相手方に本件事故と相当因果関係があり、かつ、自動車損害賠償保障法施行令に基づく認定を受けた後遺障害が発生した場合は、それに関する損害賠償請求権を留保し、別途協議する。